

地下水揚水規制の概要

	工業用水法	県民の生活環境の 保全等に関する条例	市民の健康と安全を確保する 環境の保全に関する条例		
経 過	S35.6.17 名古屋地域揚水規制 S59.7.5 尾張地域揚水規制	S49.9.30 揚水規制 S51.4.1 区域拡大	S49.11.16 揚水規制		
規制地域	名古屋地域 名古屋市中心部の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張11市町村	第一規制区域…稲沢市以南 第二規制区域…一宮市等 第三規制区域…春日井市等	名古屋市全域		
規制対象 用 途	工業用	家事用を除く全用途 ただし、工業用水法適用のものは除く	(左に同じ)		
許可基準	名古屋地域	(1) ストレーナーの位置 地表面下10m以浅であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19cm ² 以下であること (3) 揚水機の原動機の定格出力 2.2kW以下であること (4) 1日当たりの事業所総揚水量 350m ³ 以下であること	(左に同じ)		
	地 域			揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	ストレーナー の位置 (地表面下m)
	南区、港区 (堀川以西の 地域及び朝見 町を除く。)			46以下	80以深
	上に掲げる地 域以外の地域			46を超える もの	300 //
	尾張地域			46以下	90以深
	46を超える もの	180 //			
その他	許可井戸の利用者は、井戸使用状 況報告の義務	揚水機の吐出口の断面積(2つ以 上の揚水設備がある場合はその合 計)が19cm ² を超えるものは、 水量測定器設置、揚水量報告義務	(左に同じ) 揚水設備以外の設備(断面積が6cm ² 以下のもの)のうち家事用のもの以 外の設置届出義務 地下掘削工事の届出及びその際の 地下水のゆう出量の報告義務		

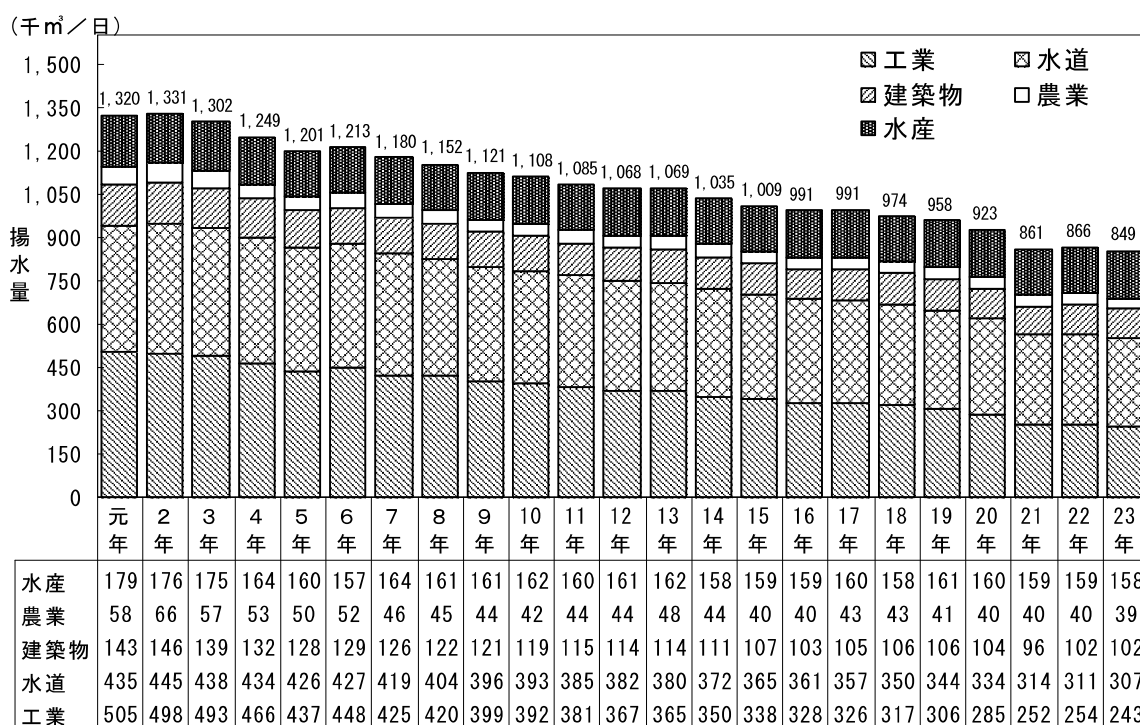
問 合 せ 先

地下水採取に関する規制、水量測定器の設置、融資制度についての問合せ、ご相談は、
下記の機関で取扱っています。

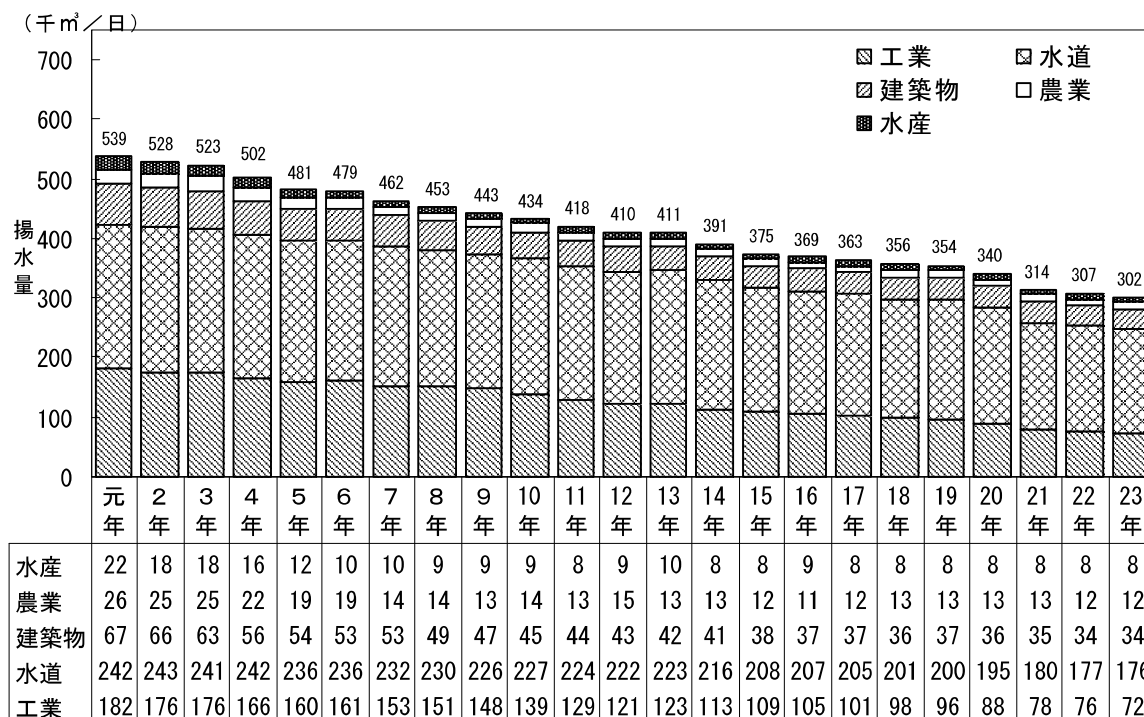
所轄の県民事務所等環境保全課

愛知県環境部水地盤環境課 TEL (052) 954-6223、6224

愛知県地下水総揚水量



尾張地域地下水総揚水量



(注) 県民の生活環境の保全等に関する条例の規制区域 19 市町村。

資料：県環境部

参考3 工場・事業場に対する排水規制等について

1 排水規制の概要

水質汚濁防止法（以下、「法」という。）により、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設が定められています。特定施設を設置する製造業、サービス業等の工場・事業場（特定事業場）からの排水には、濃度規制と総量規制が適用されており、その概要は表1のとおりです。

濃度規制としては、pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質に係るものがあり、全国一律に基準が定められています。

さらに本県では、水質保全を一層推進するため、条例により全国一律基準より厳しい上乘せ排水基準を定めています。

また、総量規制としては、COD、窒素及びりんが規制項目として定められています。

表1 愛知県における排水規制等の概要

	物質又は項目名	規制時期	根 拠	排水基準適用対象	
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	S46.6.24 S47.4.1	水質汚濁防止法 上乘せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50 m ³ 以上排出する特定事業場 ・50 m ³ 未満の特定事業場を含む (水域、業種等により対象規模等が異なる)	
	窒素、りん	S60.7.15 H5.10.1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法		
	濃度規制	健康項目 カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン 他10物質 ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物 1,4-ジオキサン	S46.6.24	水質汚濁防止法	・すべての特定事業場 (上乘せ条例により一部地域でシアンを規制している。)
			H1.10.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
H6.2.1			水質汚濁防止法	すべての特定事業場	
H13.7.1			水質汚濁防止法	すべての特定事業場	
H24.5.25			水質汚濁防止法	すべての特定事業場	
総量規制	COD	S55.7.1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に50 m ³ 以上排出する特定事業場	
	窒素、りん	H14.10.1	水質汚濁防止法		
指導値	COD	S56.7.1	小規模事業場等 排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)	
	窒素、りん	H15.10.1			

(注) 上乘せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

資料：県環境部